

交換留学に関する規程

第1条 学則第20条及び第21条に定める交換留学の取扱いは、すべてこの規程に定めるところによる。

第2条 本学と外国の大学との協定内容は、次の各号を含むものとする。

- 1 協定期間
- 2 学生交換の条件
- 3 履修可能な授業科目の範囲
- 4 交換学生の定員
- 5 授業料の金額及び納付方法
- 6 生活費及び奨学金給付の有無
- 7 その他

第3条 交換留学の期間は、1学期間又は2学期間とする。

第4条 交換留学生は、本学に少なくとも1年以上在学し、24単位以上の単位を修得した者にかぎる。

第5条 交換留学の手続は次のとおりとする。

- 1 交換留学希望者は、交換留学願書及び留学先大学において履修しようとする科目並びに単位数を記載した留学計画書を、所定の期日までに所属学部長に提出しなければならない。
- 2 所属学部長は書類審査及び面接試問等により、留学が出願者にとって教育上有益であるか否かを審査した上で、教授会の承認を得た者を学長に推薦する。
- 3 学長は各学部から推薦された者を留学先大学に推薦する。ただし、各学部から推薦された者が当該大学との協定に定められた定員をこえるときは、選考の上、定員以内の学生を推薦する。

第6条 交換留学を終了して帰国した学生は、速やかに帰学届を所属学部長に提出し、所定の手続をとらなければならない。

第7条 留学先大学で修得した単位を、本学の履修単位として認定を受けようとする場合は、単位認定願に留学先大学が作成した証明書を添付し、所属学部長に願い出なければならない。

第8条 当該学部は、単位認定のため必要のある場合は、認定願及び添付文書の検討のほか、試験を行うことができる。

第9条 この規程の改廃は、国際連携委員会及び大学評議会の議を経て理事会の承認を得なければならない。

附 則

1 この規程は、1979年（昭和54年）9月1日から施行する。

略

7 この規程は、2016年（平成28年）4月1日から改正施行する。

認定留学に関する規程

第1条 学則第20条第3項に定める認定留学の取扱いは、この規程に定めるところによる。

第2条 本大学学部学生が、外国の大学等の教育機関に留学を希望し、所属学部教授会が教育上有益と認め、許可した場合は、休学することなく、外国の大学等の教育機関に留学することができる。

第3条 認定留学の出願資格は、本大学学部学生で当該留学年度までに少なくとも1年以上在学し、24単位以上の単位を修得した者に限る。

第4条 認定留学に必要な書類は、次のとおりとする。

- 1 認定留学願
- 2 留学計画書（自己紹介書含む）
- 3 留学先大学入学許可書
- 4 その他学部が必要とするもの

第5条 認定留学を希望する者は、留学に先立って前条各号に定める必要な書類を国際教育・協力センターに提出し、国際連携委員会の推薦を経て、所属学部教授会が審査し、認定留学の可否を決定する。

第6条 認定留学の期間は、1学期間又は2学期間とし、その期間を在学年数に算入することができる。

第7条 認定留学中の学費は、在学中と同様の学費を本大学に納付しなければならない。

第8条 認定留学を許可された者に対しては、留学する大学に納入すべき学費の一部又は全額を、本大学に納入すべき授業料の半額相当額を限度として、本大学が助成する。ただし、認定留学助成金の取り扱い内規を別に

定める。

第9条 認定留学を終了して帰国した学生は、速やかに帰学届を所属学部長に提出し、所定の手続きをとらなければならない。

第10条 認定留学先で修得した単位を、本学の履修単位として認定を受けようとする場合は、単位認定願に認定留学先大学が作成した成績証明書を添付し、所属学部長に願い出なければならない。

第11条 当該学部は、単位認定のため必要のある場合は、認定願及び添付文書の検討のほか、試験を行うことができる。

第12条 この規程の改廃は、国際教連携委員会及び大学評議会の議を経て理事会の承認を得なければならない。

附 則

1 この規程は、1991年（平成3年）4月1日から施行する。

略

6 この規程は、2013年（平成25年）4月1日から改正施行する。